

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 外7名

被告 国

代理人意見陳述要旨

2023年(令和5年)1月26日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 藤井啓輔

原告ら第14準備書面に関する、原告ら訴訟代理人藤井啓輔の意見陳述の要旨は以下のとおりです。本意見陳述では、被告第4準備書面に反論する観点から特に重要と思われる、憲法24条1項と2項の関係性及び24条全体の保障範囲に限定して意見を述べます。

記

第1 はじめに

原告らによる、本件規定が憲法24条2項に違反するとの主張に対し、被告国は、憲法24条1項が法律上の同性の者どうしの婚姻の自由を保障していないという解釈を前提として、そのことから論理必然に、同条2項による立法府への要請・指針の対象も法律上の異性間の人的結合関係に限定されると主張します。

しかし、被告国の主張する憲法解釈は、二つの点で誤っています。

一つは、憲法24条1項が法律上の同性の者どうしの婚姻の自由を保障していないとする点です。

もう一つの誤りは、憲法24条2項が形式的にも内容的にも同条1項を前提にし

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

ていると理解している点です。

本意見陳述ではこの点につき詳しく述べますが、結論から言えば、憲法24条1項が2項の保障範囲を決定するのではなく、2項を起点に憲法24条全体を整合的に解釈すれば、2項も含めた24条全体が法律上同性の者どうしの婚姻を保障していると解されます。

以下、このような解釈がなされるべき理由を述べます。

1 憲法24条の保障範囲は、憲法24条2項により決定されるべきこと

そもそも、新憲法の起草段階では、現在の憲法24条に相当する規定は、GHQ草案23条として、1項と2項に分離されることなく、1つの条文案として存在していました。

この草案は当時の帝国議会において審議・修正され、成立した新憲法では1項と2項が分離されたかたちになりましたが、成立した現行憲法24条2項は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項」という、1項の「婚姻」を包含しつつ、より広範な事項につき規律を及ぼす規定となっています。

このように、憲法24条が元々は1つの条文案であったこと、同条2項が1項より広範な事項を規律する規定であることからすれば、憲法24条の保障範囲は、1項ではなく2項を起点にして解釈されるべきです。

2 憲法24条の解釈が、「個人としての尊重」の原理と整合的になされるべきこと

次に、憲法24条2項を起点とした同条全体の解釈を行うにあたり重要な視点につき述べます。

この点に関して改めて念頭に置かれるべきは、憲法は、「個人の尊厳」を究極的な価値とする原理の体系であり、憲法の各条項は、「個人の尊厳」を出発点に、ひとりひとりが「個人として尊重」（憲法13条前段）されるために不可欠と判断されたが故に規定されたということです。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

つまり、憲法24条の解釈は、1項と2項の条文の配置の順番や、1項と2項での文言の共通といった24条内部での形式的整合性のみならず、憲法が究極的な価値とする「個人の尊厳」、「個人として尊重」されるという原理と整合的になされる必要があります。

3 人の個人としての価値、真摯な意思に基づく共同生活の価値において、シスジェンダーの異性愛者とそれ以外の者との間に何ら違いはないこと

では、「個人の尊厳」、「個人として尊重」されるという原理から紐解いた場合に、憲法24条全体は、どのように解釈されるべきでしょうか。

ここでは、現代社会における、性的少数者についての知見・規範の劇的な変化が重要になります。

かつて同性愛者やトランスジェンダーなどの性的少数者に対し、刑罰を科し、或いは強制的な治療を施すことさえ正当化してきた科学的知見や法的・倫理的な知見は、180度転換されています。

現代においては、人の個人としての価値や、真摯な意思に基づく共同生活の価値において、シスジェンダーの異性愛者とそれ以外の者との間に何ら違いはないことは明らかであり、シスジェンダーの異性愛者のみを「正常・規範的」とするシスジェンダー規範・異性愛規範は、今や正当性と合理性を失っています。

このことは、本件の同種事件における東京1次訴訟地裁判決における裁判所の認定にも顕れています。

同判決は、法律上の同性どうしのカップルの生活について、「親密な人的結合関係を築き、パートナーと共同生活を送り、場合によっては子供を養育するなどして、社会の一員として生活しており、その実態は、男女の夫婦と変わるところがない」と認定しています。

シスジェンダーの異性愛者どうしの人的結合とそうでない者との人的結合関係を別異に取り扱うことを正当化する法的な根拠は最早存在しません。

第2 改めて、憲法24条全体が法律上の同性どうしの者による婚姻を保障してい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

ること

これまで述べてきた、①憲法24条全体の解釈が24条2項を起点になされるべきこと、②憲法24条全体の解釈が「個人としての尊重」の原理と整合的になされるべきこと、③人の個人としての価値、真摯な意思に基づく共同生活の価値において、シスジェンダーの異性愛者とそれ以外の者との間に違いはないことに鑑みれば、憲法24条2項を起点として解釈される同条全体が、法律上同性のカップル間の婚姻の権利をも保障した規定と解釈されるべきことは明らかです。

以上